

個人市民税・県民税の申告は 3月15日(木)までに

皆さまに納めていただく市税は、学校や幼稚園・保育園・道路・公園・消防・防災など皆さまの生活に密着した、より良い高浜市の建設に欠かすことができないものですので、かなづ申告をしてください。

申告をする必要のある方

平成24年1月1日現在で高浜市に住所があり、平成23年中（1月1日～12月31日）に所得のあつた方は、申告をする必要があります。ただし、勤務先から給与支払報告書の提出のある給与所得のみの方は、申告をする必要はありません。給与所得者でも給与所得以外に所得（配当・不動産・雑・一時・営業・農業などの所得）のある方や年金などの支給を受けている方は、申告をする必要があります。また、雑損・医療費控除を受ける方は、申告をするときに雑損の内訳・医療費の領収書など、必要書類をかならず持参してください。

◆市内申告相談会場では、確定申告用紙が届いていない場合でも申告できます。

申告用紙が届いていない場合でも申告できます。

受付することができませんのでご了承ください。

とぎ 2月16日(木)・17日(金)、
午前9時30分～午後4時
午後1時の間は、休憩時間となります。)

おび市役所の会場では申告の受付ができません。

直接、刈谷税務署で申告してください。

①當業等・農業・不動産・株の譲渡・譲渡所得・過年度分申告のある方

②住宅借入金等特別控除を受けの方

③個人事業者の消費税および地方消費税を申告される方

④平成23年中に贈与を受けられた方

これまでの税額控除の対象に加え、所得税法上の認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で個別指定した寄附金が追加されました。

この条例で個別に指定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄付金は、住民税の控除対象となります。が、所得税の控除対象とはなっていないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告とは別に高浜市への申告が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、寄附先の団体や、

市役所にお問い合わせください。

務署から送付される予定です。（郵便事情により個々の納税者の方への到着日が異なる場合は税務署に問い合わせてください）【注意】平成22年分の確定申告書を、次の方で提出された方には、確定申告書は送付されませんので、ご承知おきください。

【注意】平成22年分の確定申告書を、次の方で提出された方には、確定申告書は送付されませんので、ご承知おきください。

※市役所4階会議室での市内全域を対象にした申告相談受付は、2月22日(水)からです。お間違のないようにお願いします。（土・日曜日を除く。）

※土・日曜日を除く。（正午）午後1時の間は、休憩時間と会場ではパソコンによる申告相談を行っています。

ところ 市役所4階会議室

◆無料税務相談所の開設

東海税理士会刈谷支部所属の税理士が、税の無料相談を行います。

◆次の方は刈谷税務署で申告してください

所得税の確定申告の義務のある方で次の方は、出張受付会場

・電子申告（e-Tax）を利用された方
・国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用された方
・税務署の申告会場においてパソコンを利用して提出された方

申告書送付に関する問合せ先

刈谷税務署管理運営部門
☎211-6221-1

平成23年分所得税確定申告 平成24年度市民税・県民税申告受付日程表

日付	曜日	区分	会場
2月1日	水	小池町・八幡町	吉浜公民館1階会議室
2月2日	木	吳竹町・新田町・芳川町	
2月6日	月	屋敷町	JAあいち中央 吉浜支店2階会議室
2月7日	火	向山町・諭地町	高取公民館1階会議室
2月8日	水	清水町・神明町一丁目～五丁目・八丁目・豊田町本郷町	
2月9日	木	田戸町	東海会館2階集会室
2月10日	金	碧海町・二池町	高浜南部公民館2階大会議室
2月13日	月	湯山町四丁目7番地2・神明町六丁目七丁目	中央公民館(市民センター) 団体研修室
2月14日	火	湯山町(四丁目7番地2以外)	
2月16日	木	春日町	市役所4階会議室
2月17日	金	沢渡町	
2月20日	月	稗田町	
2月21日	火	青木町	
2月22日 ～ 3月15日	水 ～ 木	市内全域 ※土・日曜日は除く	市役所4階会議室

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時
午前8時45分～正午、午後1時～4時
各公民館などの会場
市役所会場

◆個人住民税においての控除対象寄付金の拡大について

平成23年の税制改正により、これまでの税額控除の対象に加え、所得税法上の認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で個別指定した寄附金が追加されました。

この条例で個別に指定された認定NPO法人以外のNPO法人への寄付金は、住民税の控除対象となります。が、所得税の控除対象とはなっていないため、住民税の税額控除を受ける場合は、確定申告とは別に高浜市への申告が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、寄附先の団体や、市役所にお問い合わせください。